

出席停止のお知らせ

令和 年 月 日

年組 氏名
保護者様

大田区立 開桜 小学校

校長 森 伸一

※その他の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、
帯状疱疹（ヘルペス）、ヘルパンギーナ、伝染性軟ぞく腫（水いぼ）、伝染性膿瘍（とびひ）、傳
染性単核症、EBウイルス感染症、〔

※令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に
ついて」により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「第1種」から「第2種」に変
更となりました。

お子様は、このたび「学校において予防すべき感染症」にかかりましたので、出席停止とします。
下記の出席停止期間の基準を参考にして、主治医から登校してもよいと言われるまで自宅で療養して
ください。

この措置は、お子様に充分休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐため
のものであり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、登校の場合には、右記用紙「出席停止解除願い」を保護者が記入し担任までお届けください。

※ただし、登校した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、休養を指示するか、診断書
の提出を求める場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類

分類	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベーコロウイルス属SARSコロナウイルスによるもの）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔平成十年法律第百四十号〕第六条第三項第六号に規定する特定インフルエンザ（次号及び第十九条第二項において同じ）であって、血清亜型がH5N1及びH7N9であるもの）、中東呼吸器症候群、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで（医師の診断による）
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、 その他の感染症※下記表示	感染のおそれがなくなるまで（医師の診断による）